

鳴門市水道事業ビジョン2026 【概要版】



令和8年3月

第1章－1 水道事業ビジョン策定の趣旨

平成25年3月、国において「新水道ビジョン」が策定・公表されました。これは50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示し、供給体制の持続性の確保（「持続」）、水道水の安全の確保（「安全」）、確実な給水*の確保（「強靱」）の3つの観点から、その理想像を具現化するための取り組むべき事項、方策等を示したものです。

これを受けて本市としまして、平成27年度に「鳴門市水道事業ビジョン（平成28年3月）」（以下、「前水道ビジョン」という。）を策定し、本市が掲げる水道の理想像の実現に向け、「持続」「安全」「強靱」「挑戦」の4つの観点から達成すべき目標を掲げ、平成28年度から令和7年度までの10年間、各種施策を推進してきました。

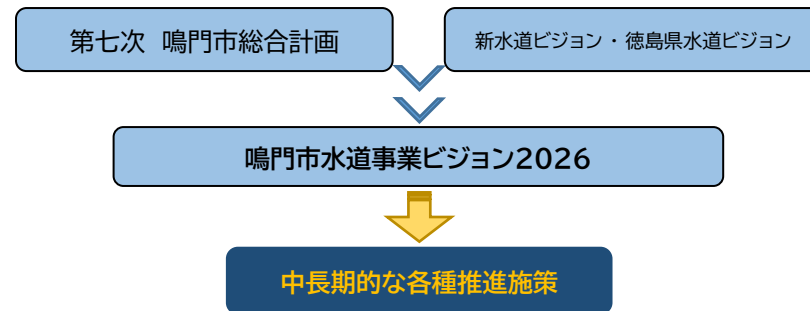
この間、平成30年の西日本豪雨や令和6年の能登半島地震などの大規模災害の発生により、水道施設の耐震化の重要性が再認識され、また国においては、令和6年度に、水道事業の大きな転換期となる水道行政の組織改編が約70年ぶりに行われるなど、水道事業を取り巻く環境は変化してきています。一方、本市水道事業を取り巻く経営環境におきましても、給水人口減少等による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要*の増大、専門人材の確保など、様々な課題に直面し、依然として厳しい状況が続いております。

生活に密着した水道事業を将来にわたり安定して持続していくためには、これら課題に適切に対処しつつ経営基盤の強化に向けた取組を計画的に実施していくことが求められています。

今回策定する「鳴門市水道事業ビジョン2026」（以下、「本水道ビジョン」という。）では、これまで10年間に実施した施策の評価を行うとともに現状の課題を抽出し、引き続き、将来を見据えた水道の目指すべき理想像の実現に向けた目標の設定と推進する施策について示すものとします。

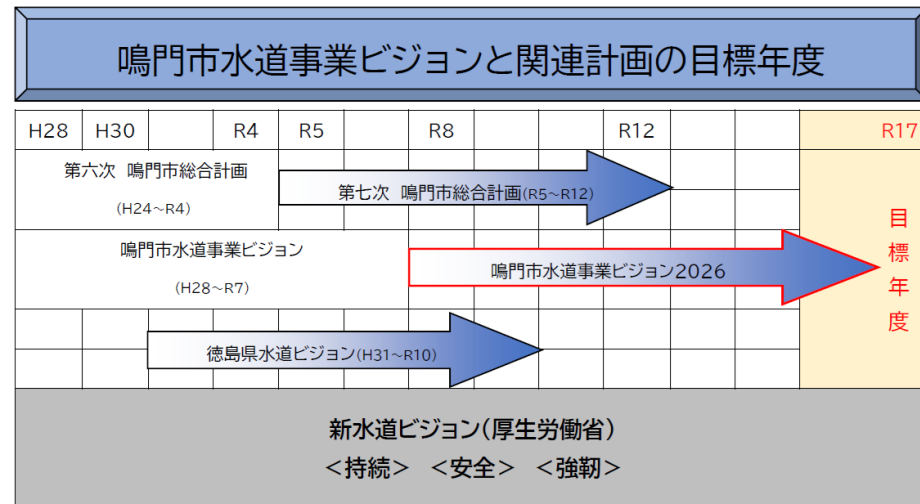
第1章－2 水道事業ビジョンの位置づけ

「本水道ビジョン」は、令和5年3月に改訂した「第七次鳴門市総合計画」を上位計画とし、厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」や、平成31年3月に徳島県が策定した「徳島県水道ビジョン」の内容と整合を図りながら、本市水道事業における基本の方針を定めた最上位の長期構想として位置づけられるものです。



第1章－3 目標年度

本水道ビジョンは、計画期間を令和8年度から令和17年度とし、目標年度を計画期間最終年度の令和17年度とします。将来を見据えた水道の目指すべき理想像を実現するため、今後10年間の目標を設定し、各種施策に取り組むこととします。



第2章-1 本市水道事業の沿革

本市は古くから良質な地下水に恵まれなかったことから、昭和4年に旧撫養町議会で上水道の建設を可決し、昭和5年に事業認可を得て着工、昭和7年から撫養町一円における給水を開始しました。その後、拡張事業により鳴門町、瀬戸町、里浦町、大津町に給水地域を拡大し、第5期拡張事業では水源を深井戸から旧吉野川の表流水*とし、浄水方式を急速ろ過方式に切り替えました。

昭和36年には鳴門町鳴門公園地区へ給水するため、小鳴門海峡を海底横断する送水管*の布設(第6期拡張事業)、瀬戸町島田地区・北灘町への給水(第7期拡張事業)、昭和44年には合併した大麻町広域簡易水道*を鳴門市上水道に統合(第8期拡張事業)し、さらに昭和45年から昭和52年までの8カ年で北島浄水場*の浄水施設の新設、市内配水管*の増強を完了(第9期拡張事業)、昭和59年から平成3年までは浄水施設の増量改善、配水池*の築造等を行いました(第10期拡張事業)。第10期までの拡張事業により、水道施設は現在とほぼ変わらない状態まで整備されました。

その後、将来的な水需要の増加に対応するため、吉野川水系水資源開発基本計画(フルプラン)へ参画し、平成14年には計画給水人口*を66,400人、1日最大水量を56,850m³とする計画変更について厚生労働省より認可を受けています。

第2章-2 施設の概要

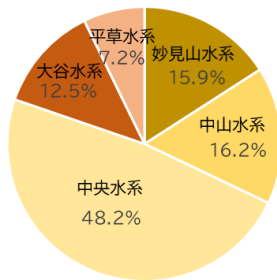
本市の水道水は、旧吉野川の表流水を北島町高房の浄水場横で取水し、浄水場で浄水してから3系統(木津系・大谷水系・平草水系)に分けて市内の各配水池に送水し、そこから各家庭へ配水しています。

このうち、木津系(中央水系・妙見山水系・中山水系)の配水量*構成率は80.3%と、市内の約8割を構成しており、浄水場から送られた水を木津中継ポンプ場で受け、そこから主たる配水池(中央配水池・妙見山配水池・中山配水池)へ水を送るため、木津中継ポンプ場は、浄水場に次いで重要な施設となっています。

浄水場から各家庭までは、市内全域で約564kmにわたる水道管を通して送水され、このうち80.4%が耐震適合管*となっていますが、基幹管路は38.8%となっています。

○水系別配水状況(令和6年度)

水系名	配水量(m ³)	割合(%)	
木津系	妙見山水系	1,436,908	15.9
	中山水系	1,457,580	16.2
	中央水系	4,351,768	48.2
大谷水系	1,129,471	12.5	
平草水系	653,295	7.2	



○施設概略図



○管路状況(令和6年度)

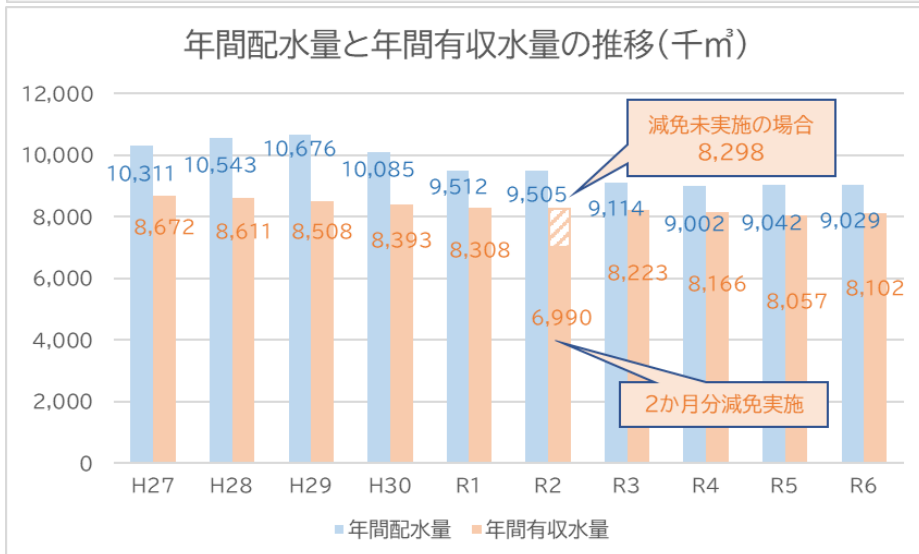
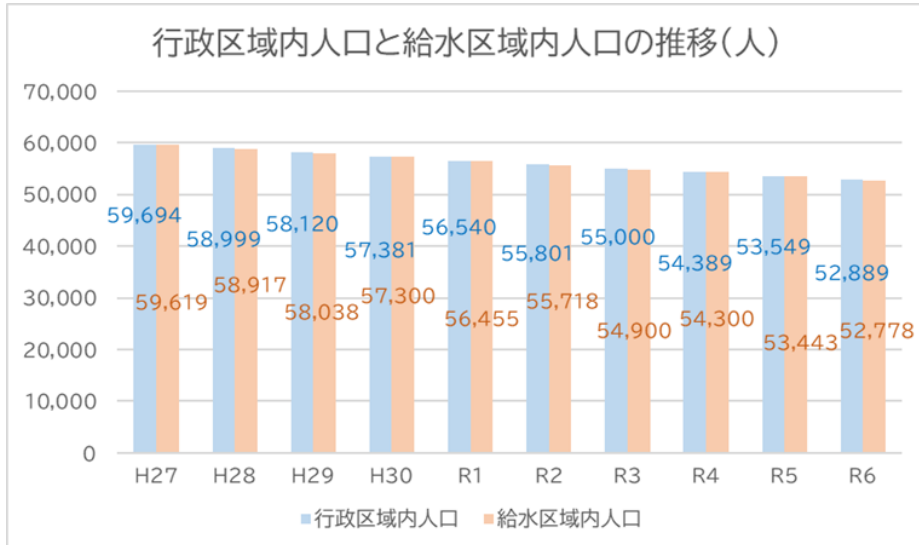
区分(※)		総延長(m)	耐震適合管延長(m)	耐震適合率(%)	経年管延長(m)	経年化率(%)
基幹管路	導水管*	217	217	100.0	69	31.8
	送水管	31,722	11,811	37.2	12,787	40.3
	配水本管	48,532	19,175	39.5	25,799	53.2
	計	80,471	31,203	38.8	38,655	48.0
配水支管		483,905	422,749	87.4	232,830	48.1
全管路		564,376	453,952	80.4	271,484	48.1

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

第2章-3 人口と給水量

行政区域内人口は、平成27年の59,694人から10年後の令和6年には52,889人と年々減少傾向にあり、これに伴い給水区域内人口も減少し、10年間で約11.5%の減少となっています。

また、配水量・有収水量*ともに減少傾向であり、年間有収水量は10年間で約6.6%の減少となっています。



第3章-1 前水道ビジョンにおける取組の評価

前水道ビジョンでは、「持続」「安全」「強靱」「挑戦」の観点から、計画期間中の目標を設定し、各施策に取り組んできました。

観点ごとに、これまでの取組を整理し、目標の達成度に応じた取組の評価を行いました。

目標が達成できていない項目については、引き続き取り組むこととします。

【持 続 ～経営基盤の強化と適正な料金水準の設定～】

- ・業務の外部委託による職員数の抑制
- ・隔月検針の導入
- ・水道料金の改定
- ・広域連携の推進

水道料金の改定や経営の合理化などにより収益の向上と経費の削減に努めた結果、毎年度一定の純利益を計上しています。現時点では良好といえますが、給水人口減少等による給水収益の減少に加え、大規模な投資事業である共同浄水場に係る減価償却費や借入企業債の支払利息の増加などにより利益が減少に向かい、経営は厳しくなる見通しです。

【安 全 ～水質の維持と市民の満足する水の提供～】

- ・水安全計画の推進
- ・原水*水質の監視強化
- ・水道水質の適正な管理
- ・鉛製給水管*の解消

多くの事業で目標を達成していますが、「水道水質の適正な管理」のうち、カビ臭への対策は、水源となる旧吉野川の水質状況に左右され対応が困難なところがあり、評価としては満足のいく結果にはなりませんでした。粉末活性炭の使用など有効な手立てについて検討を重ねます。

【強 靱 ～着実な施設の更新・耐震化と応急給水・復旧体制の整備～】

- ・水道施設耐震化計画の策定
- ・浄水場の更新
- ・配水池の耐震化
- ・管路更新の推進
- ・応急給水・復旧体制の整備

浄水場・管路の更新や応急給水・復旧体制の整備については、着実に推進してきました。一方、配水池の耐震化については、計画どおりの取組ができず、優先順位や財源の確保について検討し、早急に取り組めます。

【挑 戦 ～関係機関等との連携・調整と広報活動等の充実～】

- ・規制緩和等に向けた提言
- ・近隣事業者等との連携
- ・他部局との連携
- ・広報活動等の充実

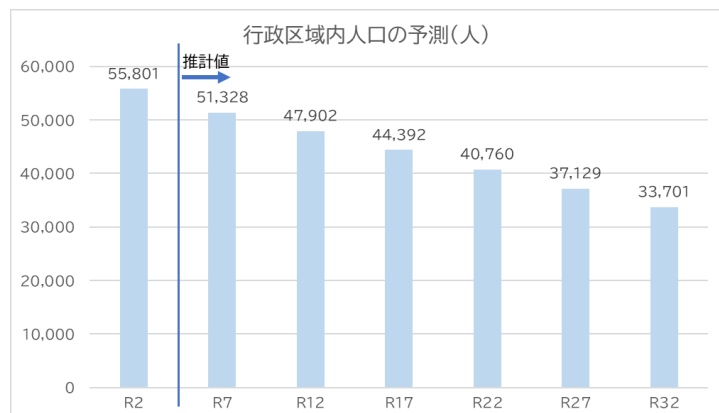
「挑戦」として掲げた各取組を推進し、一定の成果を得ることができました。今後も、事業環境の変化に対応していくため、「挑戦」をテーマに掲げ、新たな事業に積極的に取り組みます。

第3章－2 現状分析と課題の抽出

<水需要予測>

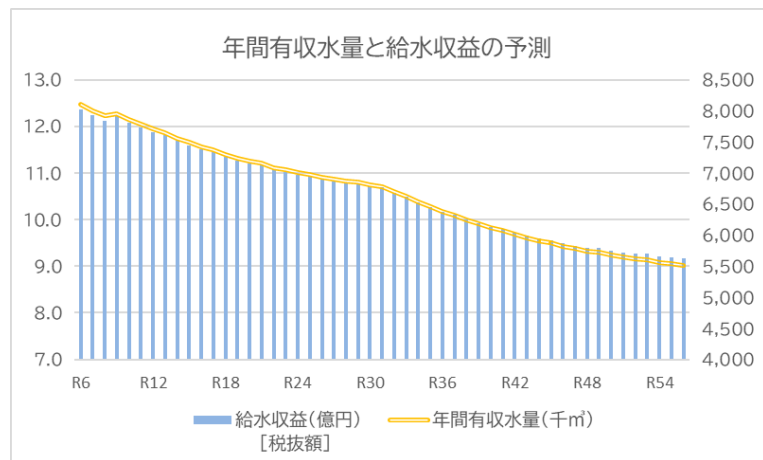
国立社会保障・人口問題研究所における日本の地域別将来推計人口の令和5(2023)年推計によると、本市の人口は今後さらに減少し、令和32年には約3万4千人になると推計されています。

行政区域内人口の減少は、給水区域内人口の減少にも繋がり、ひいては有収水量の減少につながることであります。



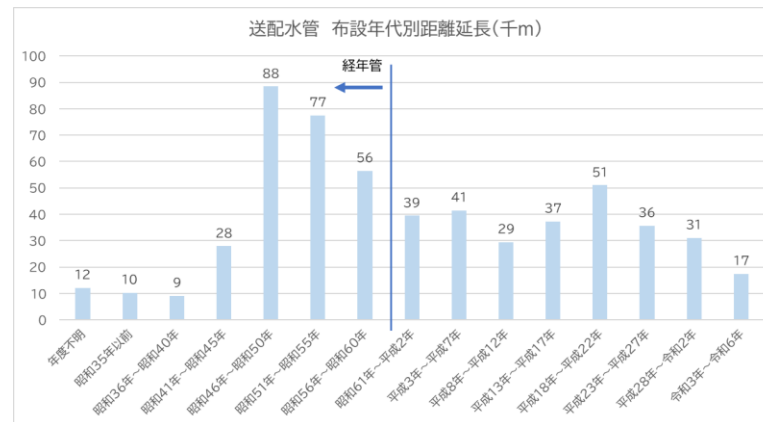
※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口
 ※令和2年度は、令和3年3月31日時点の住民基本台帳の人口

年間有収水量は緩やかに減少を続け、それに伴い給水収益は、令和6年度の約12億円から、目標年度の令和17年度には約11億円に減少し、50年後の令和56年度には約9億円に減少すると予測しております。



<管路の老朽化>

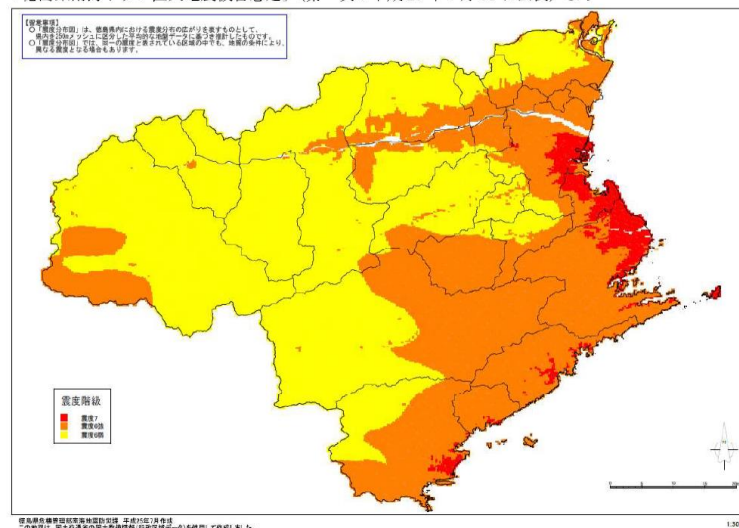
市内に布設されている送水管・配水管は昭和40年代から昭和60年にかけて布設された管路が多く、布設後、法定耐用年数*の40年を経過している経年管は、令和6年度末で約48%となっています。



<南海トラフ巨大地震による災害リスク>

市内の広範囲において、震度6強の地震の発生が想定されており、水道施設の早急な耐震化をはじめ、ハード・ソフト両面における防災力強化に取り組んでいく必要があります。

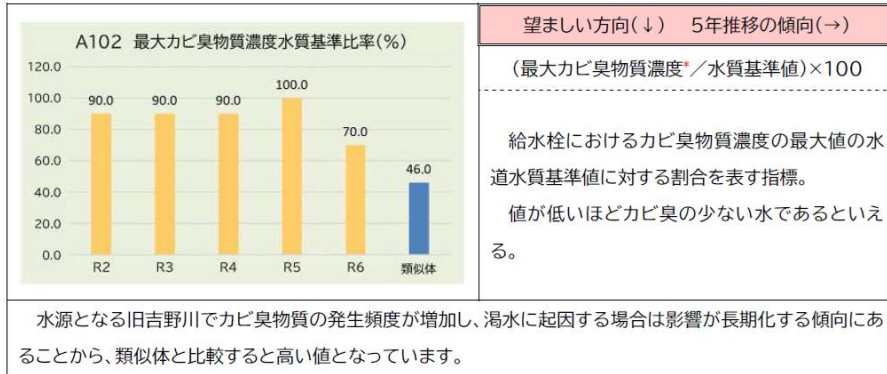
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」(第一次：平成25年7月31日公表)より



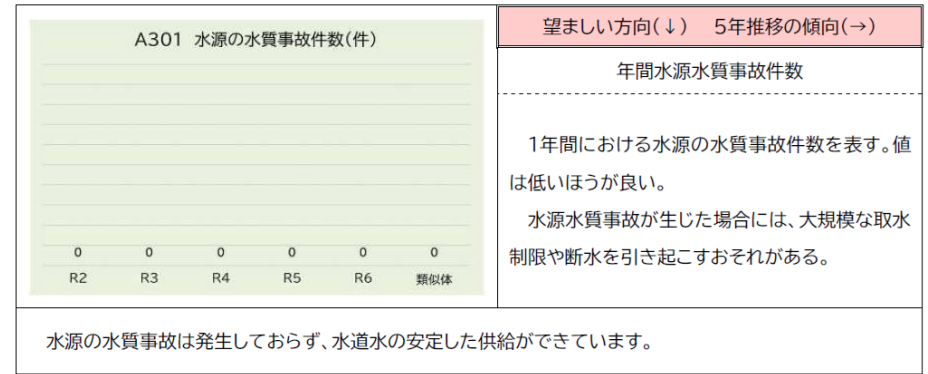
<課題のまとめ>

【安全】の観点 1. 適切な水質管理の継続 2. 水道水の安定供給

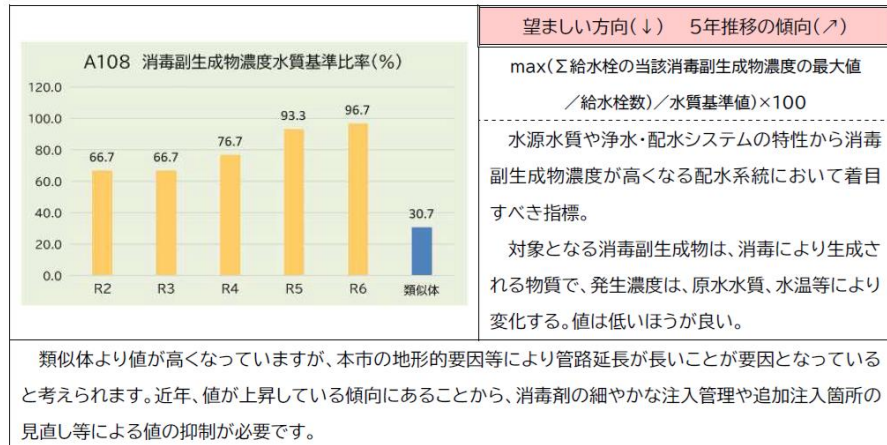
○A102「最大カビ臭物質濃度水質基準比率」は、水源水質の影響を強く受けます。近年は、水源である旧吉野川で、濁水によるカビ臭物質の発生頻度が高まる傾向です。粉末活性炭を適切に注入し、カビ臭の原因となる物資を除去することで、比率の減少に努めます。



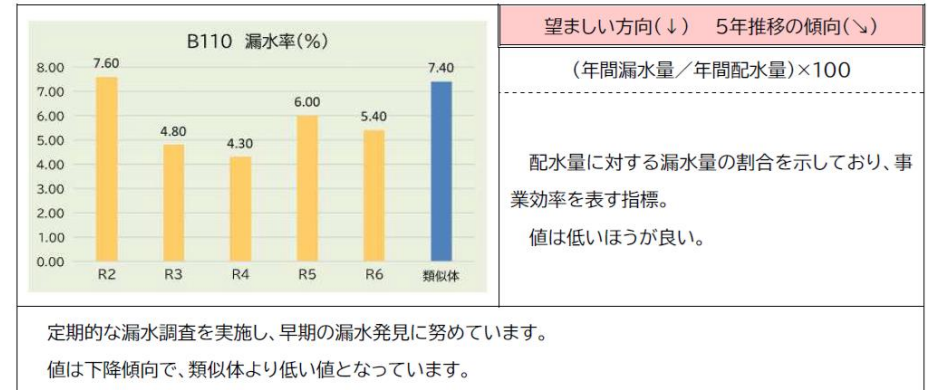
○A301「水源の水質事故件数」は0件ですが、水質事故が発生すると大規模な断水が生じ甚大な影響が生じるおそれがあることから、水質基準を堅持するとともに、水源汚染リスクへの対応強化に向けた取組に努めます。



○A108「消毒副生成物濃度水質基準比率」は、塩素濃度の影響を受けることから、比率の軽減には、塩素注入濃度のコントロールが必要となります。水道水中の残留塩素は、水道水の安全性を確保するために、給水区域の末端において0.1mg/L以上の濃度維持が求められていることから、末端の地域においても基準濃度が保たれるよう送配水の行程途中で塩素注入地点を設け、平準化に努めています。引き続き、継続して塩素注入濃度の監視に努めます。

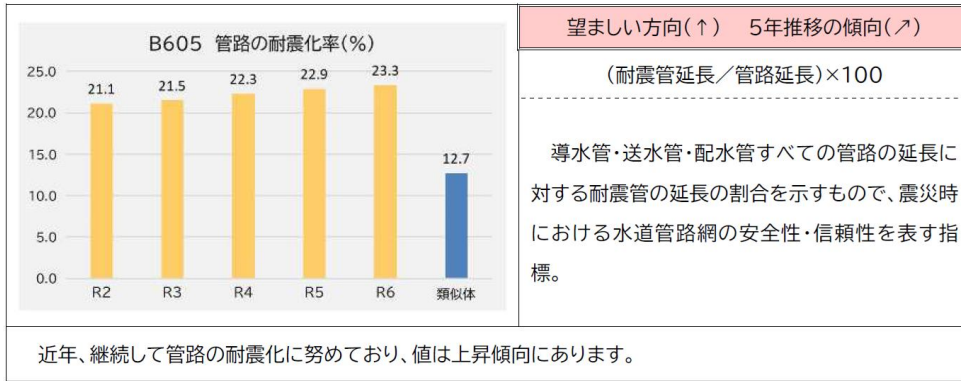


○B110「漏水率」は、現状、比較的低い値で推移しています。大規模な漏水が発生した場合には、浄水の喪失やエネルギー損失だけでなく、道路陥没などの事故につながるおそれもあり、また長期にわたる広範囲な断水が生じることで、市民生活に多大な影響をおよぼすことになります。水道水の安定供給の観点から、継続的な管路の適切な維持管理が求められています。

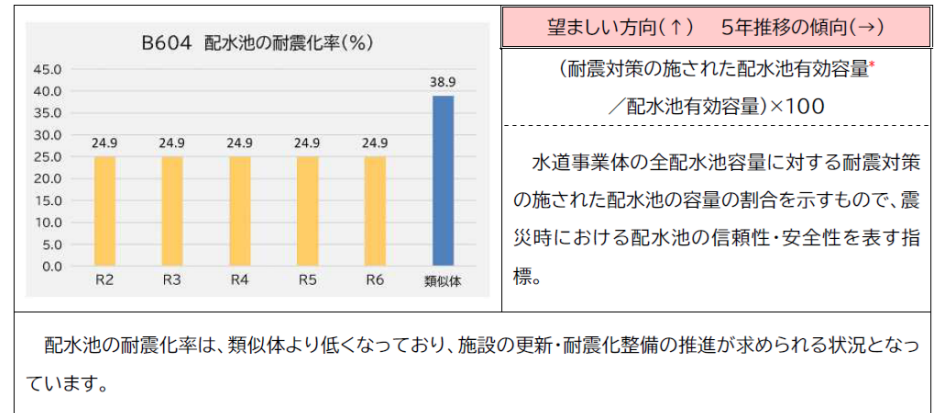
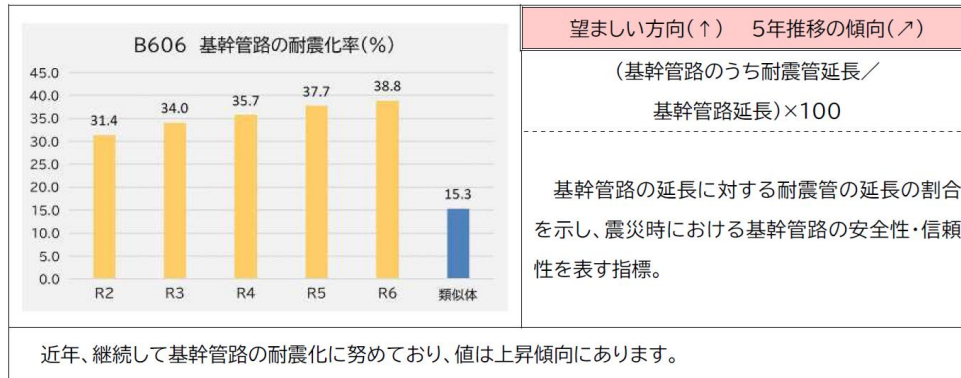
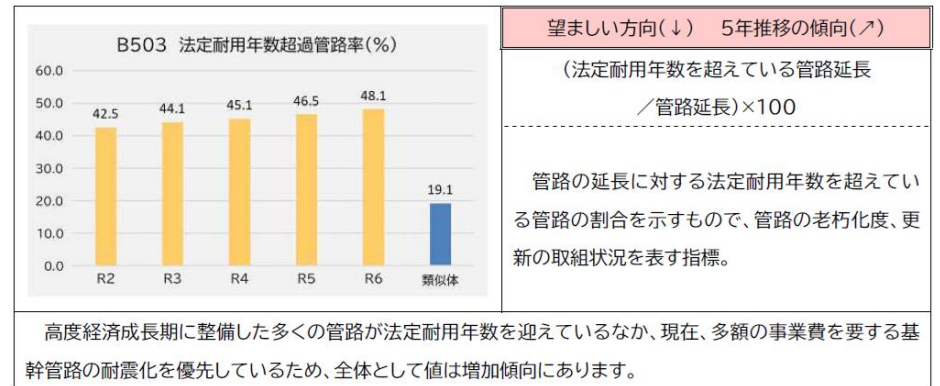


【強 韌】の観点 1. 基幹管路及び配水池の老朽化及び耐震化対策 2. 重要給水施設へのライフラインの確保

○B605「管路の耐震化率」、B606「基幹管路の耐震化率」は、類似体と比較しては高い状況となっていますが、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、引き続き、基幹管路や重要給水施設へのライフラインの確保など優先度の高い管路の更新に努める必要があると考えています。

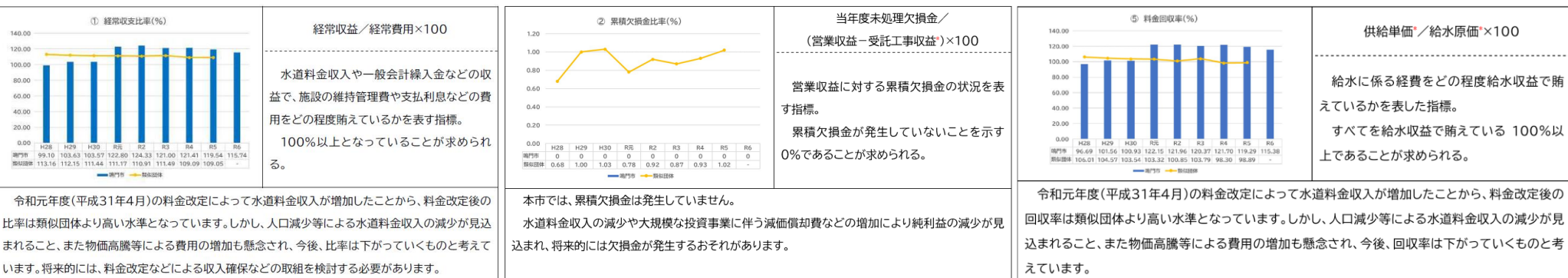


○B503「法定耐用年数超過管路率」、B604「配水池の耐震化率」は、5年間の値の傾向及び類似体の値からみると、管路等送・配水施設の老朽化及び耐震化対策に対する取組の強化が求められる状況です。これらの施設更新には多額の事業費が必要であり、優先度及び施設規模の見直し、財源等を考慮したバランスの取れた計画に基づく事業の実施が必要であると考えています。



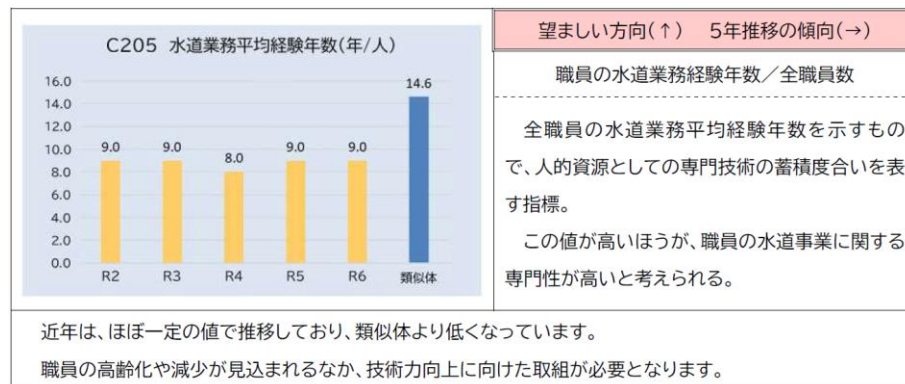
【持 続】の観点 1. 健全経営の継続と将来を見据えた財源確保 2. 水道料金の適正化 3. 技術基盤の強化

○経営比較分析表「①経常収支比率」、「②累積欠損金比率」、「⑤料金回収率」で示すとおり、現状、水道事業の経営は健全といえますが、水道施設の更新等に多額の財源が必要となること、給水人口減少等による料金収入の減少が見込まれることから、料金改定による水道料金収入の増加を図るなど、財源確保に向けた取組が必要です。



○「④企業債残高対給水収益比率」が示すとおり、給水収益に対する企業債残高の割合が上昇しています。元金の返済や利息の支払が増加し、将来的に経営を圧迫するおそれがあるため、水道料金の適正化について検討が必要です。

○C205「水道業務平均経験年数」では、類似体に比べ低い値となっています。水道事業に精通した職員の不足は、水道施設の適切な維持管理などに支障をきたし、利用者サービスの低下につながるおそれがあります。将来にわたりサービスの低下を損なわず、安定的に水道事業を運営していくため、民間活力を含めた技術力の確保が必要と考えています。



第4章－1 理想像

本水道ビジョンでは、前水道ビジョンの理想像を踏襲しながら、基本理念として新たに『安心で安全な水道水の供給を継続する水道』を定め、4つの観点から、目指すべき理想像を次のとおり示します。

持続:いつまでも使える水道

健全な経営活動により安定した経営が行われ、利用者満足度が高いサービスが提供されている水道

安全:信頼されるおいしい水道

施設の適切な維持管理による安定供給ができており、水道法に基づく水質基準を満たし、水源から給水栓まで水質汚染リスクが存在しない水道

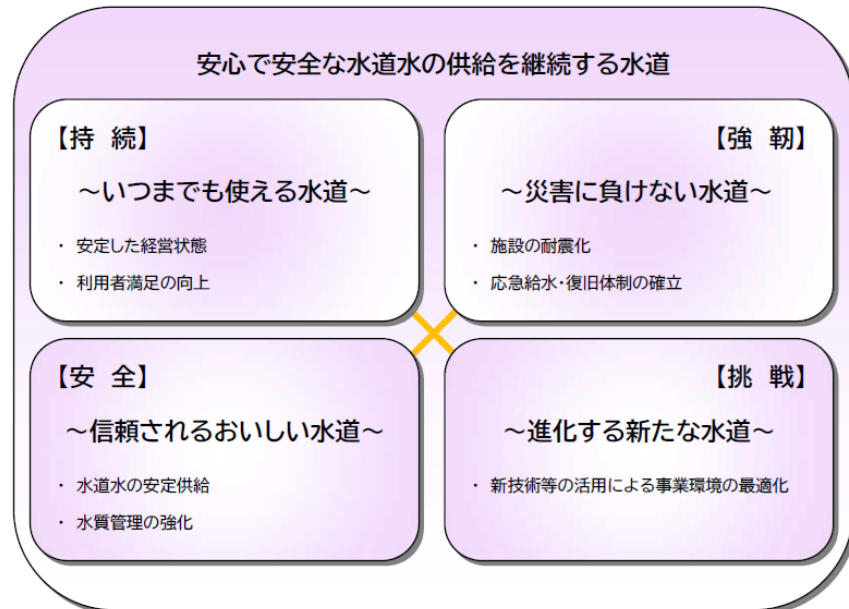
強靱:災害に負けない水道

すべての施設の耐震化が完了しており、災害時や非常時に速やかな応急給水・復旧作業を行うことができる水道

挑戦:進化する新たな水道

社会環境の変化などにも対応し、新技術の活用を図るなど、積極的に新たな取組に挑戦し、水道事業の運営が最適化された水道

【目指すべき理想像(イメージ図)】



第4章－2 目標設定と実施施策

本水道ビジョンで示した理想像の実現を目指すため、抽出した課題を踏まえ、計画期間内に取り組むべき施策目標とその目標の達成に向けた具体的施策を、次のとおり定め推進することになります。

	施策目標	具体的施策
持 続	(1) 経営の健全化	(1)-1 業務効率化の推進 (1)-2 アセットマネジメント*の活用 (1)-3 水道料金の検証と見直し (1)-4 近隣水道事業者等との連携・広域化の推進
	(2) 技術基盤の強化	(2)-1 人材の確保と技術力の継承
	(3) 利用者サービスの充実	(3)-1 利便性の向上 (3)-2 広報・広聴活動の推進
安 全	(1)水道水の安定供給	(1)-1 浄水場等の適切な維持管理 (1)-2 管路の維持管理の強化
	(2)水質管理の強化	(2)-1 水質基準の堅持 (2)-2 水質汚染リスクへの対応強化 (2)-3 水質管理体制の拡充
強 靱	(1) 老朽化施設の更新と耐震化	(1)-1 鳴門市送配水施設耐震化計画の見直し (1)-2 配水池等の耐震化の推進 (1)-3 基幹管路や重要度・優先度の高い配水管の耐震化の推進
	(2) 応急給水・復旧体制の強化	(2)-1 応急給水訓練の実施 (2)-2 応急給水拠点の整備 (2)-3 広域的な支援を念頭に置いた給水・復旧体制の仕組みづくり
挑 戦	(1) 新たな取組による事業改善	(1)-1 環境に配慮した省エネルギー対策の推進 (1)-2 IoT*技術の積極的な活用

第5章-1 「持続」の観点から実施する取組



<経営の健全化>

施策	取組
業務効率化の推進	○ 外部委託の見直しや拡充
アセットマネジメントの活用	○ 投資・財政計画の策定とフォローアップ ○ 国(県)補助金等の積極的な活用
水道料金の検証と見直し	○ 定期的な水道料金の検証
近隣水道事業者等との連携・広域化の推進	○ 水質検査の共同化 ○ 近隣水道事業者等との勉強会

指標	単位	R6年度	目標
料金回収率	%	115.38	100以上

<技術基盤の強化>

施策	取組
人材の確保と技術力の継承	○ (公社)日本水道協会等が開催する講習会・研修会への参加促進 ○ 外部委託の業務範囲の拡大に向けた検討 ○ 官民連携に関する研究

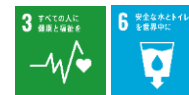
指標	単位	R6年度	目標
講習会等への参加延人数	人/年	10	18以上

<利用者サービスの充実>

施策	取組
利便性の向上	○ 申請手続等のオンライン化の推進 ○ キャッシュレス決済の導入検討
広報・広聴活動の推進	○ 市公式ウェブサイトの充実やSNSの活用 ○ イベントブース等での情報発信 ○ アンケート調査

指標	単位	R6年度	目標
イベントブース等での情報発信回数	回/年	1	2以上

第5章-2 「安全」の観点から実施する取組



<水道水の安定供給>

施策	取組
浄水場等の適切な維持管理	○ 国のガイドラインに基づく浄水場等の適切な維持管理 ○ 水道施設台帳を活用した効率的な維持・修繕の実施 ○ 浄水場等における情報セキュリティ対策の強化
管路の維持管理の強化	○ 漏水調査の継続と漏水の早期発見・早期修繕 ○ 水管橋や露出鋼管等の更新や長寿命化など計画的な維持管理

指標	単位	R6年度	目標
有収率	%	89.74	90以上

<水質管理の強化>

施策	取組
水質基準の堅持	○ 水質検査計画の着実な実行 ○ 浄水処理工程における適切な水質管理の実施
水源汚染リスクへの対応強化	○ 関係機関との連携による原水水質監視の強化 ○ 水安全計画に基づく水質管理の徹底 ○ 有機フッ素化合物への対応
水質管理体制の拡充	○ 残留塩素濃度の管理強化

指標	単位	R6年度	目標
水質基準適合率	%	100	100
平均残留塩素濃度	mg/L	0.5	0.4以下※

※濃度が高くなると、水にカルキ臭を与え、水の味を損なうことから、おいしい水を目指すため、0.1mg/L以上0.4mg/L以下を目標としています。

第5章-3 「強靱」の観点から実施する取組



<老朽化施設の更新と耐震化>

施策	取組
鳴門市送配水施設耐震化計画の見直し	○ 「鳴門市送配水施設耐震化計画」の改定
配水池等の耐震化の推進	○ 木津中継ポンプ場(木津接合井含む)の更新
	○ 優先度の高い配水池・ポンプ室の更新に向けた基本計画の策定
基幹管路や重要度・優先度の高い配水管の耐震化の推進	○ 木津送水管など基幹管路の更新
	○ 避難所や防災拠点などの重要施設に接続する配水管の耐震化
	○ 老朽化した脆弱管の計画的な更新

指標	単位	R6年度	目標
配水池の耐震化率	%	24.9	36.5以上
基幹管路の耐震化率	%	38.80	53.80以上

<応急給水・復旧体制の強化>

施策	取組
応急給水訓練の実施	○ 自主防災会や水道事業者等と共同した応急給水訓練の実施
	○ 災害対応力の向上を目指した職員研修や訓練の実施
応急給水拠点の整備	○ 設置型組立式タンクや緊急用給水栓、給水袋等応急給水用資機材の整備
	○ 応急給水拠点での円滑な運営に向けた体制の構築
広域的な支援を念頭に置いた給水・復旧体制の仕組みづくり	○ 関係団体等との災害応援協定の締結
	○ 「鳴門市水道事業受援マニュアル」の見直し
	○ 施設台帳情報の共有化

指標	単位	R6年度	目標
災害対策訓練実施回数	回/年	1	2以上
給水袋の保有数	枚	3,800	10,000以上
受援マニュアルの見直し	-	-	令和12年度までに改定

第5章-4 「挑戦」の観点から実施する取組



<新たな取組による事業改善>

施策	取組
環境に配慮した省エネルギー対策の推進	○ 水道施設の設備更新時に高効率機器の導入
	○ 照明設備のLED化
IoT技術の積極的な活用	○ 効果的で効率性の高い漏水調査の研究(人工衛星データ及びAI技術を活用した管路劣化診断、ドローンによる水管橋の定期点検等)
	○ スマートメーター導入についての研究

~SDGsを踏まえた施策の展開~

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

本水道ビジョンで掲げた基本理念に基づく各施策は、「持続可能な開発目標(SDGs)」と関わりがあり、将来にわたり、安心で安全な水を継続して供給できるよう、SDGsの視点も踏まえながら、各施策の着実な推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第6章－1 投資の方針

<アセットマネジメントの実施>

国が示しているアセットマネジメント「簡易支援ツール ver.3(令和7年4月)」を活用し、本市が保有する水道施設・管路などの資産について、中長期的な施設の健全度や更新需要などを試算しました。

その試算結果について、以下に整理し、計画期間中に必要となる更新整備費用など、投資額の水準を決定しました。

① 資産の健全度

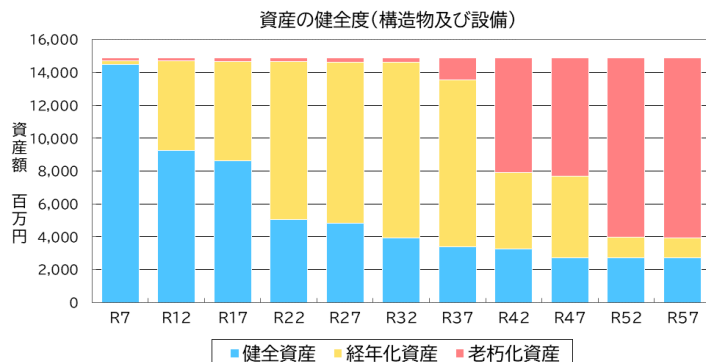
水道施設・管路などの健全度について、次の判断基準を設定し、このまま更新せずに使用し続けた場合の50年間の健全度推移について、「構造物及び設備」と「管路」に分けて算出しました。

○簡易支援ツールによる健全度の判断基準

名称	算式
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える

a. 構造物及び設備

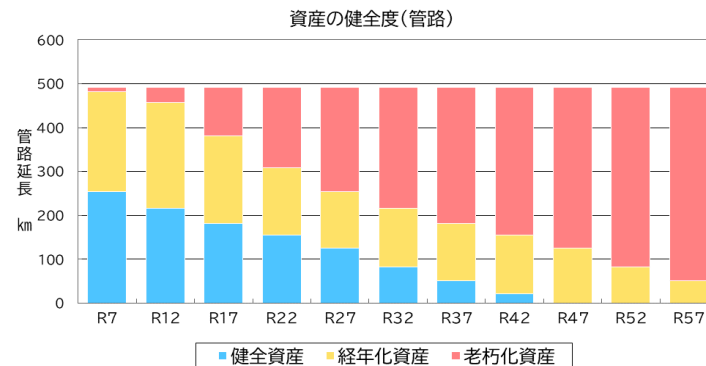
現有資産(整備中の共同浄水場資産は除く)は約150億円あり、現状、健全資産がほとんどを占めていますが、令和12年以降は、配水池など経年化資産が増加していく傾向にあります。



b. 管路

現有資産(口径50mm以下の管路は修繕の対象とするため、更新の試算には含まない)は約490kmあり、現状、健全資産と経年化資産は、概ね同じ割合を占めており、経年化資産を使用しながら事業を運営しています。

令和17年以降は、老朽化資産が急速に増加していく傾向にあり、事故等の発生リスクが高まります。



② 資産の更新需要

今後、50年間で発生する更新需要額について、法定耐用年数による更新と更新基準年数による更新に分けて比較検討を行いました。

安定した経営を持続する観点から、50年間で見込まれる更新需要額が少なくなる、更新基準年数による更新需要額を採用し、投資計画に反映することとしました。

工種ごとの法定耐用年数と更新基準年数

工種	法定耐用年数	更新基準年数
建築	50	50
土木	60	60
配水池《SUS》	45	60
電気	15	20
機械	15	20
管路	40	60

※管路の更新基準年数は、管種ごとに40～80年で設定しており、平均すると約60年となる。

更新基準年数とは・・・

本市が定める水道施設耐震化基本方針に基づき設定した基準であり、法定耐用年数と比べると、その年数は長くなっています。

法定耐用年数による更新よりも、更新ペースが長くなるため、50年間で見込まれる更新需要額は少なくなります。

第6章-2 財政試算

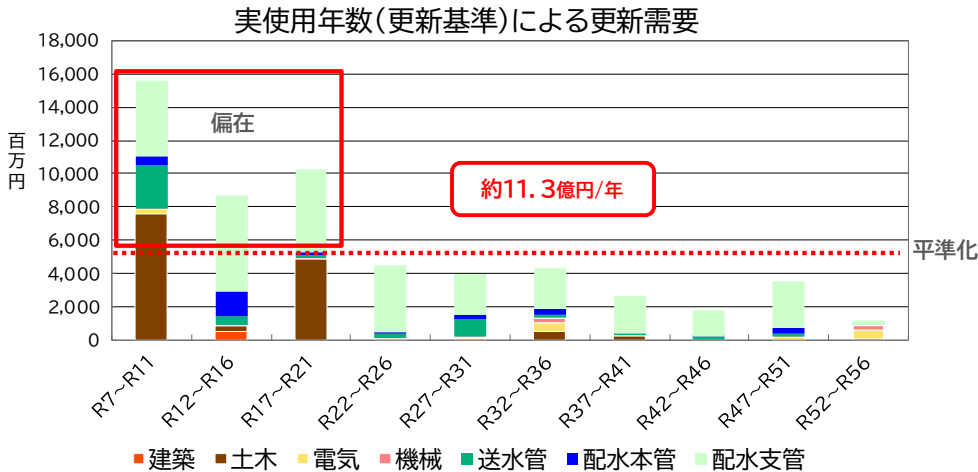
<投資計画の方針>

アセットマネジメントの実施による試算結果について、更新基準年数による更新需要額をまとめると、総額で約565億円となりました。

この場合、早期に更新基準年数を迎える資産が多いことから、前半の令和7年度から令和21年度にかけて更新需要額が偏在しています。この更新需要額に対応する投資を行う場合、多額の資金が必要となることから安定した経営を持続することが困難となります。

そこで、更新需要額を平準化して考えると、年間約11.3億円となり、構築物及び設備(建築、土木、電気、機械の分類)は約3.3億円、管路(送水管、配水本管、配水支管の分類)は約8億円となりました。

この更新需要額を必要な投資額の水準とし、計画期間中の主な投資事業として、配水池等の耐震化や基幹管路や重要度・優先度の高い配水管の耐震化事業を進めることとします。



<財政計画の方針>

令和7年度から令和56年度までの50年間の本市水道事業の財政収支を試算した結果、令和8年度に旧浄水場に係る固定資産除却費が多額に発生すること、また給水人口減少等による給水収益の減少などにより、令和8年度以降、毎年度純損失が発生し、料金回収率(給水に係る経費をどの程度給水収益で賄えているかを表した指標)は、100%を下回って推移することとなりました。

このような財政収支の悪化が見込まれたことから、健全経営の継続と将来を見据えた財源確保を目指すこととし、計画期間中の財政計画については、収支均衡を図る方針とします。



第6章-3 投資・財政計画

投資・財政計画(14・15ページで示す収支見通し)は、本章で述べた投資や財政に関する方針を踏まえ、計画期間の終了年度となる令和17年度において、料金回収率が100%以上となるよう、料金収入の増加を見込んだ計画とします。

ただし、令和8年度の純損失となる要因は、当該年度のみ発生する旧浄水場に係る固定資産除却費であり、当該費用が発生していなければ純利益を計上していたものと見込まれるため、令和8年度は収支均衡が保たれているものと仮定した計画とします。

なお、収支見通しの料金収入は、令和8年度から令和9年度の増加率が36%となっていますが、これはシミュレーション値となります。水道料金の改定時期や改定率などは、今後、より詳細な経営状況を把握・予測したうえで、検討していくこととします。

区 分		年 度											
		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,253,810	1,240,585	1,268,503	1,708,382	1,689,927	1,676,520	1,663,626	1,655,289	1,638,563	1,626,833	1,615,663	1,609,428
	(1) 料 金 収 入	1,236,571	1,223,385	1,212,022	1,650,615	1,631,473	1,617,253	1,603,478	1,594,533	1,577,375	1,565,094	1,553,350	1,546,382
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	4,000	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629
	(3) そ の 他	13,239	15,571	54,851	56,138	56,825	57,638	58,519	59,127	59,559	60,110	60,683	61,417
	2. 営 業 外 収 益	100,326	92,293	105,284	273,254	275,457	276,797	276,618	277,582	277,468	302,480	304,117	315,873
	(1) 補 助 金												
	他 会 計 補 助 金												
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	94,204	87,712	100,703	268,673	270,876	272,216	272,037	273,001	272,887	297,899	299,536	311,292
	(3) そ の 他	6,122	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581	4,581
収 入 計 (C)	1,354,136	1,332,878	1,373,787	1,981,636	1,965,384	1,953,318	1,940,244	1,932,871	1,916,031	1,929,313	1,919,780	1,925,301	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,099,870	1,137,995	2,096,096	1,512,562	1,522,782	1,542,345	1,556,384	1,570,042	1,580,083	1,589,793	1,602,646	1,654,768
	(1) 職 員 給 与 費	160,681	163,709	170,008	170,008	165,608	165,608	165,608	165,608	165,608	165,608	165,608	165,608
	基 本 給	71,710	73,827	75,943	75,943	75,943	75,943	75,943	75,943	75,943	75,943	75,943	75,943
	退 職 給 付 費	13,164	10,584	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275
	そ の 他	75,807	79,299	82,790	82,790	78,390	78,390	78,390	78,390	78,390	78,390	78,390	78,390
	(2) 経 費	496,269	512,846	540,967	554,718	563,936	573,136	583,491	593,365	602,767	613,760	625,033	637,647
	動 力 費	136,328	137,554	151,589	155,692	157,028	158,838	160,700	163,067	164,608	166,664	168,797	171,479
	修 繕 費	65,649	68,289	70,930	72,473	74,049	75,660	77,305	78,987	80,704	82,460	84,253	86,086
	材 料 費	10,227	11,746	12,002	12,263	12,530	12,802	13,081	13,365	13,656	13,953	14,256	14,566
	そ の 他	284,065	295,256	306,447	314,290	320,330	325,836	332,405	337,946	343,798	350,684	357,726	365,516
(3) 減 価 償 却 費	442,920	461,440	1,385,120	787,836	793,238	803,601	807,285	811,069	811,708	810,425	812,005	851,513	
2. 営 業 外 費 用	70,079	94,647	120,511	139,835	143,658	146,588	153,776	161,980	176,161	180,377	183,805	187,139	
(1) 支 払 利 息	67,641	92,209	118,073	137,397	141,220	144,150	151,338	159,542	173,723	177,939	181,367	184,701	
(2) そ の 他	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438	
支 出 計 (D)	1,169,949	1,232,641	2,216,607	1,652,397	1,666,440	1,688,933	1,710,160	1,732,023	1,756,244	1,770,170	1,786,451	1,841,907	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	184,187	100,237	△ 842,820	329,240	298,945	264,385	230,083	200,848	159,787	159,143	133,329	83,393	
特 別 利 益 (F)	327												
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	327												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	184,514	100,237	△ 842,820	329,240	298,945	264,385	230,083	200,848	159,787	159,143	133,329	83,393	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	208,440	108,677	△ 734,143	45,097	344,042	608,427	838,510	1,039,358	1,199,145	1,358,288	1,491,617	1,575,010	
流 動 資 産 (J)	7,458,044	4,945,543	6,315,429	3,406,547	3,667,712	4,056,358	3,813,297	2,808,838	2,606,707	2,725,950	2,826,327	2,890,419	
う ち 未 収 金	3,049,149	1,713,712	2,237,418	355,368	334,875	578,610	609,787	609,041	299,285	298,262	297,283	296,703	
流 動 負 債 (K)	4,375,179	2,447,626	3,443,273	886,104	923,139	1,555,855	1,714,654	930,020	577,043	578,916	589,093	594,757	
う ち 建 設 改 良 費 分	139,849	145,727	355,672	172,714	192,445	212,202	230,454	245,358	251,894	253,193	262,783	267,798	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	4,165,838	2,232,251	3,031,101	656,890	674,194	1,287,153	1,427,700	628,162	268,649	269,223	269,810	270,459	

年 度 区 分		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,202,600	929,900	695,600	162,600	173,300	335,900	377,800	604,500	247,800	247,800
うち資本費平準化債													
2. 他 会 計 出 資 金	893,400		463,100	549,800	15,000	15,000							
3. 他 会 計 補 助 金			12,000										
4. 他 会 計 負 担 金	2,499		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
5. 他 会 計 借 入 金													
6. 国(都道府県)補助金	1,109,294		535,005	505,979	217,817	198,919	443,839	476,164	476,164	167,838	167,838	167,838	167,838
7. 固定資産売却代金													
8. 工 事 負 担 金	898,778		529,461	1,080,638	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
9. そ の 他													
計 (A)	4,106,571		2,471,966	2,834,517	427,917	419,719	792,239	866,464	1,093,164	428,138	428,138	428,138	428,138
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	4,106,571		2,471,966	2,834,517	427,917	419,719	792,239	866,464	1,093,164	428,138	428,138	428,138	428,138
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		4,490,226	3,259,947	3,339,516	901,000	925,000	1,800,000	2,000,000	2,000,000	800,000	800,000	800,000
	うち職員給与費	31,803	33,273	34,622	35,971	35,971	35,971	35,971	35,971	35,971	35,971	35,971	35,971
	2. 企 業 債 償 還 金	132,177	139,849	145,727	155,672	172,714	192,445	212,202	230,454	245,358	251,894	253,193	262,783
	3. 他会計長期借入返還金				200,000								
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他													
計 (D)	4,622,403	3,399,796	3,485,243	1,256,672	1,097,714	1,992,445	2,212,202	2,230,454	1,045,358	1,051,894	1,053,193	1,062,783	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	515,832	927,830	650,726	828,755	677,995	1,200,206	1,345,739	1,137,290	617,220	623,756	625,055	634,644	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,057,741	1,033,941	795,017	1,194,897	1,266,087	1,464,682	1,190,173	761,899	698,608	822,515	914,014	982,031
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	2,325,661	2,525,661	2,525,661	2,075,661	2,075,661	2,075,661	2,075,661	2,075,661	1,878,818	1,878,818	1,878,818	1,878,818
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	222,636	247,309	202,204	78,639	80,820	160,366	178,548	178,548	69,457	69,457	69,457	69,457
計 (F)	3,606,038	3,806,911	3,522,882	3,349,197	3,422,568	3,700,709	3,444,382	3,016,108	2,646,883	2,770,790	2,862,289	2,930,306	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	△ 3,090,206	△ 2,879,081	△ 2,872,156	△ 2,520,442	△ 2,744,573	△ 2,500,503	△ 2,098,644	△ 1,878,818	△ 2,029,664	△ 2,147,034	△ 2,237,234	△ 2,295,661	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	200,000	200,000	200,000										
企 業 債 残 高 (H)	6,978,094	7,768,145	8,318,018	8,324,946	8,325,532	8,468,987	8,634,584	9,008,631	9,011,073	9,006,979	9,001,586	8,986,603	

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180
	うち基準内繰入金	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		895,899	477,600	552,300	17,500	17,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	うち基準内繰入金	895,899	465,600	552,300	17,500	17,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	うち基準外繰入金		12,000										
合 計		898,079	479,780	554,480	19,680	19,680	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680

第7章-1 ビジョンの目標実現に向けて

本市水道事業の抱える課題は多岐にわたり、その解決に向けた取り組みを市だけで実施することは困難です。市民その他の水道利用者、民間事業者、他の水道事業者及び関係機関と連携を図りながら、最大限の効果をあげられるように各種施策を推進する必要があります。

特に、水道事業の収益の大半は料金収入であり、市民その他の水道利用者は経営を支える重要な役割を担っています。

市は積極的に情報提供を行い、市民その他の水道利用者は水道事業に対する理解を深め、自らも経営に参画しているという認識で事業に関わっていかねばなりません。

第7章-2 フォローアップ体制

<中間報告書の作成>

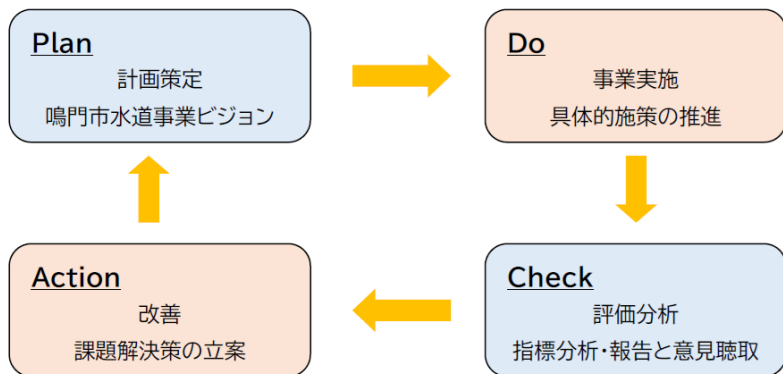
本水道ビジョンの中間年度にあたる令和12年度に、課題に対する取組実績などの中間報告書を作成するとともに、計画値と実績値に乖離が生じている場合には、その理由を分析したうえで必要があれば本水道ビジョンの見直しを行います。

<経営戦略の見直し>

経営戦略は令和12年度に中間見直しを行います。

<鳴門市水道事業審議会への報告>

本水道ビジョンの実施状況を鳴門市水道事業審議会に報告し、審議会委員のご意見を伺いながら施策の見直しや目標の再設定を行います。



本文中の「*」印は、本編「第8章-5 用語解説」をご参照ください。



鳴門市・北島町共同浄水場

鳴門市水道事業ビジョン2026
【概要版】

令和8年3月

鳴門市企業局 水道企画課 水道事業課

〒772-0011

徳島県鳴門市撫養町大桑島字津岩浜35番地の9

TEL:088-685-3330 FAX:088-685-3347

E-mail:suidokikaku@city.naruto.i-tokushima.jp